

## 1 選定の考え方

- (1) 選定のための審査は、非公開とする。(運営委員会で決定する。)
- (2) 各委員は、申請事業毎に採点基準に基づき採点を行う。
- (3) 運営委員が申請者と利害関係\*にある場合には、当該申請案件の審査に参加できない。
- (4) 提案者の名称等は、事前にマスキング等を行わない。
- (5) 順位の決定は、採点の合計を採点者の数で除した平均点で行う。
- (6) 事業の選定は、原則、予算額の範囲内で得点の高い順とし選定する。
- (7) 選定されなかった事業の再応募は可能とする。
- (8) 運営委員会は、必要に応じて申請者から意見等を聴くことが出来る。  
利害関係とは、運営委員が申請者(団体・組織)に審査時点で属している場合をいう。

## 2 配点・採点基準(モデル事業)

### 基本配点項目(55点)

基本的な視点	評価項目(着眼点)
企画の妥当性	趣旨の適合性(支援事業として趣旨が合致しているか)
	事業の目的(地域の課題等が十分に検討されているか)
	事業の新規性・先進性(新規性・先進性の高い事業か)
	実施計画の妥当性(適切なスケジュールになっているか)
事業の効果	継続性(事業終了後も継続される事業か)
	波及効果(事業成果の波及効果が高い事業か)
	成果目標(成果目標が適正に設定されているか)
履行の確実性	実現可能性(確実に実施可能な事業か)
	収支予算的的確性(収支計算書の内容が適正か)
	組織の実行体制の確保(十分な組織・体制を確保しているか)
	自治体との協働状況(自治体との協働体制を確保しているか)

### 採点基準

採点基準	点数
非常に優れている	5点
優れている	4点
普通(基準点)	3点
劣っている	2点
非常に劣っている	1点

基本配点の平均点が30点に満たない場合は、対象事業としない。また、基本配点の項目で「評価項目の要件を満たしていない」(1点)となる採点があった事業についても同様とする。

運営委員一人当たりの持ち点 60点満点(12項目×5点)

### 加点項目(5点)

基本的な視点	評価項目 及び (加点方法)
特記事項	基本配点項目以外で評価できる点があるか (推奨の度合いにより0・3・5点の3段階評価で加点を行なう)